

国庫補助負担金改革に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村向けの国庫補助負担金等の地域自主戦略交付金化に当たっては、次の措置を講じること。
 - (1) 市町村向けの国庫補助負担金等の地域自主戦略交付金化の具体の設計に当たっては、先行する都道府県の運用状況を踏まえ、国と地方の協議の場等で都市自治体と十分協議し合意形成を図るとともに、その全体像を早期に明示すること。
 - (2) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく事業の執行に支障が生じないように、必要額を十分に確保すること。
 - (3) 配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障が生じることのないよう、交付額を早期に明示すること。
 - (4) 対象事業については、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とすること。
 - (5) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続等の事務負担の軽減を図ること。
 - (6) 一括交付金化はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。
2. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化を行い、補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。
3. 超過負担の解消を図るため、社会経済の実態に即した補助単価の見直し、補助対象範囲の拡大、交付時期等の改善、手続きの簡素化を行い、都市の自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

4. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。